

○総務省告示第 号

端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号）第九条（同令第三十四条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成六年郵政省告示第四百二十四号（端末設備等規則の規定に基づく識別符号の条件等を定める件）の一部を次のように改正し、平成 年 月 日から施行する。

平成 年 月 日

総務大臣 石田 真敏

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

		改正後		改正前	
<p>二 使用する電波の周波数が空き状態であるとの判定は、次の表の上欄に掲げる使用する無線設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる方法によるものとする。</p> <p>使用する無線設備の区別</p>	<p>使用する電波の周波数が空き状態であるとの判定の方法</p>	<p>三 テレメーター用等の特定小電力無線局の無線設備</p>	<p>〔(1)・(2) 略〕 〔削る〕</p>	<p>二 使用する電波の周波数が空き状態であるとの判定は、次の表の上欄に掲げる使用する無線設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる方法によるものとする。</p> <p>使用する無線設備の区別</p>	<p>使用する電波の周波数が空き状態であるとの判定の方法</p>
<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>	<p>〔同上〕</p>	<p>〔同上〕</p>	<p>(3) データ伝送用の特定小電力無線局の無線設備(一、二〇〇MHz帯の周波数の電波を使用するものに限る。)を使用するものにあつては、受信機入力電力が(二)一〇〇デシベル(二ミリワットを〇デシベルとする。)以下の場合に判定を行う。</p>	<p>〔(1)・(2) 略〕 〔(3) 略〕</p>
<p>〔同上〕</p>	<p>〔同上〕</p>	<p>(4) データ伝送用の特定小電力無線局の無線設備(一、二〇〇MHz帯の周波数の電波を使用するものに限る。)を使用するものにあつては、受信機入力電力が(二)一〇〇デシベル(二ミリワットを〇デシベルとする。)以下の場合に判定を行う。</p>	<p>〔(1)・(2) 略〕 〔(3) 略〕</p>	<p>(3) データ伝送用の特定小電力無線局の無線設備(一、二〇〇MHz帯の周波数の電波を使用するものに限る。)を使用するものにあつては、受信機入力電力が(二)七五デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の場合に判定を行う。</p>	<p>〔(1)・(2) 略〕 〔(3) 略〕</p>

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。